

区 分	進 学 希 望 者								教育訓練機関等入学希望者				就 職 希 望 者	進 路 未 定	そ の 他	合 計 ( 卒 業 見 込 者 計)	県内進路希望者(再掲)								
	大 学 学 部				短期大学 本科				大 学 計	専 修 学 校	各 種 学 校	公 共 施 設 等 計					大 学	短 大	計	教 育 訓 練 機 関 等 職	就 職 計				
	国 立	公 立	私 立	計	国 立	公 立	私 立	計																	
商業科	男	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0	—	—	100.0	—	—	—	—	100.0	100.0		
	女	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0	—	—	100.0	—	—	—	—	100.0	100.0		
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0	—	—	100.0	—	—	—	—	100.0	100.0		
計	男	—	—	2.1	2.1	0.5	—	1.1	1.6	—	3.7	1.6	0.5	1.1	3.2	92.6	—	0.5	100.0	—	100.0	42.9	50.0	95.4	91.5
	女	—	—	—	—	—	—	2.3	2.3	—	2.3	8.2	2.3	—	10.5	86.0	—	1.2	100.0	—	100.0	66.7	93.2	89.5	
	計	—	—	1.1	1.1	0.3	—	1.6	1.9	—	3.0	4.7	1.4	0.6	6.7	89.5	—	0.8	100.0	—	100.0	63.6	62.5	94.4	90.6

## 第7節 教職員の給与

昭和56年度の教職員の給与改定の内容は、県人事委員会の給与勧告に基づくもので、昭和56年12月定例県議会に給与条例の改正が提案され議決、成立したものであり、その概要は次のとおりである。

### 1 給与改定の概要・昭和56年12月 県議会で議決された給与改定

県人事委員会は、昭和56年10月19日知事等に対して「職員の給与について」勧告と意見の申し出を行った。

知事は、この勧告等を受けて、12月定例県議会に給与条例の一部を改正する条例を提案し、これが議決され、昭和56年4月1日に遡及適用（ただし調整手当については57年4月1日適用）された。これが改正概要は、次のとおりである。

#### (1) 給与の改善率

給与の改善率は、おおむね4.87%である。

#### (2) 給料表の改定

現行の給料表が国家公務員の俸給表の改定に準じて改定された。

#### (3) 諸手当の改正

##### ① 初任給調整手当

医師に支給される当該手当の支給限度額が、205,000円（旧195,000円）に改められた。

##### ② 扶養手当

当該手当の月額が、次のように改められた。

ア 配偶者 12,000円（旧11,000円）

イ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人について 8,000円（旧7,500円）

##### ③ 調整手当

甲地（東京）に勤務する者及び医療職給料表(-)の適用を受ける者の支給割合が、100分の9（改正前100分の8）に改められた。

##### ④ 住居手当

借家、借間に居住している職員に支給される当該手当について、次のように改められた。

ア 家賃相当額と控除額〔6,500円（旧6,000円）〕との差額が8,500円に達するまでは、その差額が支給される。

イ その差額を超えるときは、その超える額の2分の1の額5,500円（旧4,500円）を限度として8,500円に加算される。（最高支給限度額14,000円）

ウ 現に受けている当該手当額が、改定後の額より下回る場合には、57年3月31日まで、改定前の額が支給される経過措置が講じられた。

#### ⑤ 通勤手当

ア 交通機関等利用者

運賃相当額が19,000円を超える場合、19,000円を超える額の2分の1の加算限度額が7,500円（旧7,000円）とされ、最高支給限度額は26,500円（旧26,000円）に改められた。

イ 自転車等使用者

自転車等使用者に支給される当該手当の最高支給限度額が26,500円（旧24,900円）に改められた。

#### ⑥ 宿日直手当

勤務1回につき当該手当が100円（土曜日の半日直は50円）増額された。

#### (4) 適用日等

上記改定事項は、昭和56年4月1日に遡及適用（ただし、③の調整手当については、昭和57年4月1日適用）され差額等は昭和56年12月25日に支給された。